

【事案 2020-99】先進医療給付金支払請求

- ・令和 3 年 4 月 9 日 裁定不調

＜事案の概要＞

責任開始期の説明を受けていないことを理由に、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和元年 11 月に両眼多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術を受けたため、令和元年 10 月に契約した限定告知型終身医療保険（限定告知型先進医療給付特約付）にもとづき、先進医療給付金等を請求したところ、責任開始期前に発病した疾病が原因であるとして、給付金が支払われなかつたが、以下の理由により、先進医療給付金等を支払ってほしい。

- (1) 責任開始期が第 1 回保険料を受け取ったときになるとの説明を受けていない。
- (2) 重要事項説明書は封筒に入った状態で渡されたが、内容について自分が理解できるような丁寧な説明はなかつた。
- (3) 募集人にあらかじめ診察する日を伝えていたのだから、募集人は、責任開始期となる第 1 回保険料の収納日以降に診察を受けるよう説明すべきであった。

＜保険会社の主張＞

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 責任開始期の 2 日前に、申立人は両眼白内障と診断されているため、約款上、給付金の支払対象外となる。
- (2) 募集人は、責任開始期が第 1 回保険料を受け取ったときとなることを説明している。
- (3) 令和元年 9 月に、募集人は申立人に重要事項説明書を渡して、重要な記載があることを伝えている。
- (4) 募集人は、申立人から診察日を聞いていない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行つた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の疾病が責任開始期前に発病したものであることは明らかである一方、募集人が責任開始期について口頭で説明しなかつたことが説明義務違反であるとは認められないが、以下の理由から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があつたため、手続を終了した。

- (1) 本契約では、責任開始期以後に症状が悪化した場合等でなければ、責任開始期前発症の場合は給付金の支払対象とならないという複雑さがあり、募集人は申立人にどのような場合に給付金が支払対象外となるのか、理解させる必要があった。
- (2) 申立人は募集人に対して、契約前に多焦点眼内レンズを用いた白内障治療について、給付金が出るかどうかを確認し、将来白内障になる可能性があるから手術したいとの希望も伝えていたが、募集人は、責任開始期前に白内障であることが判明した場合に給付金が請求

できるかどうかについて、契約前に申立人に対して説明しておらず、申立人が責任開始期と給付金支払の関係について理解できていなかったことがトラブルの原因である可能性が高い。